

## 第七十一回国会 衆議院 大蔵委員会

(五三三)

昭和四十八年六月十二日(火曜日)  
午前十時三十六分開議

出席委員

理事

木村武子代君  
村山達雄君

理事

松本十郎君  
森美秀君

理事

武藤山治君

理事

宇野宗佑君

大西正男君

栗原祐幸君

三枝三郎君

渡海元三郎君

野田毅君

村岡兼造君

佐藤觀樹君

村山喜一君

増本彦君

内海清君

金子一平君

小泉純一郎君

地崎宇三郎君

中川一郎君

萩原幸雄君

松平君

毛利廣瀬君

山田直樹君

孫一君

耻目君

山田廣沢君

竹本

日本国有鉄道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

室長

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

清水晋君

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

(国家公務員共

濟組合連合会理

事長)

大蔵委員会調査

未松

經正君

竹村忠一君

日本國有鐵道共

事務局長

参考人

の答申の内容はいま竹村参考人からお聞きをいたしたいと思いますけれども、恩給法の改正に伴うその受け入れ分については、相変わらず筋の通らない救済に終わっている、さらにスライド問題については、簡単にこういうような柱を立てても立ったのでは困る、こういうような意見が大蔵大臣に出されておりますが、大臣はこの答申を受けたままです。

O大村委員長代理

これより会議を開きます。

委員長所用のため、その指名により、私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

付加価値税の新設反対等に関する請願(正森成二君紹介)(第六八九号)

同外一件(北側義一君紹介)(第六五四四号)

昭和四十二年度以後における年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

O大村委員長代理

質疑の通告がありますので、

昭和四十二年度以後における年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

O大村委員長代理

御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

O大村委員長代理

質疑の通告がありますので、

順次これを許します。村山喜一君。

O村山(喜)委員

この二月

最低保障額の問題や遺族年金の受給資格要件の緩和とか、そういうようなものは適切だけれども、あとの措置、恩給法上のはね返り分については必ずしも適切でないという考え方を明らかにし、また、スライド制そのものももと検討を必要とするのじゃないかという指摘をされている。それに對しては、事務当局としてはどういうような考え方での答申を受けとめられておるのか。

○辻政府委員 共済年金と恩給との関係につきましては、從来から関係審議会においてもいろいろ御議論のあるところでございますし、当委員会においても御指摘をいたいたことのある問題でございます。ただ、御承知のように、現在の共済年金制度は恩給と旧法の年金制度を引き継いで発足した制度でございまして、それぞれ昔の制度における既得権あるいは期待権というものを保護する措置をとつておるわけでございます。

さういうふうになつておるわけでござります。また、新法施行後の期間にかかる分につきましても、現在の新法の年金受給者の在職期間を調べてみると、過去の恩給制度の適用を受けております期間の占める割合が七〇%をこえておるという非常に高い現状でござります。

そこで、新法の年金の改定方法が恩給の改定方法と非常に違うということになつてしまりますと、その間に大きな不均衡が生ずるという問題を生じてしまりますので、現在の段階におきましては、恩給の改定にならいまして改定をしていただくことが現実に即しているのではなかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。しかしながら、新法施行後の期間にかかる分につきましては、社会保険のたてまえに沿つて新しく発足した共済年金制度にかかる分でございまして、関係審議会の御答申もあることでございますので、今後共済組合審議会等にもはかりまして、共済年金制度のあり方について全般的な見地から

検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

それから、第二点の御指摘のスライド制の問題につきましては、実は先週の委員会においても一部お答え申し上げたところでございますが、私どもといたしましては、年金制度の根幹をなします厚生年金制度におきまして今回物価スライド制が導入されたわけでございますので、共済年金においても、いわば最小限度の保障という意味でおいても御指摘をいたいたことのある問題でございます。

ただ、御承知のように、現在の共済年金制度は恩給と旧法の年金制度を引き継いで発足した制度でございまして、それぞれ昔の制度における既得権あるいは期待権というものを保護する措置をとつておるわけでございます。さういうふうになつておるわけでござります。

さういうふうになつておるわけでござります。また、新法施行後の期間にかかる分につきましても、現在の新法の年金受給者の在職期間を調べてみると、過去の恩給制度の適用を受けております期間の占める割合が七〇%をこえておるという非常に高い現状でござります。

そこで、新法の年金の改定方法が恩給の改定方法と非常に違うということになつてしまりますと、その間に大きな不均衡が生ずるという問題を生じてしまりますので、現在の段階におきましては、恩給の改定にならいまして改定をしていただくことが現実に即しているのではなかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。しかしながら、新法施行後の期間にかかる分につきましては、社会保険のたてまえに沿つて新しく発足した共済年金制度にかかる分でございまして、関係審議会の御答申もあることでございますので、今後共済組合審議会等にもはかりまして、共済年金制度のあり方について全般的な見地から

検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

そこで、恩給法の改正に伴う措置につきましては、後ほど恩給局長が見えましてから問題を明らかにしてまいりたいと思いますが、この際お聞きをして結論が出来ませんでしたので、このスライド制の問題についてはさしあたり見送らせていただきます。ところが、その共済審議会の答申にも物価スライド制を取り上げるのも一案ではなからうかという考え方立ちまして、物価スライド制を導入されたわけでございます。

さういうふうな問題についてはさしあたり見送らせておはかりをいたしたわけでござります。ところが、その共済審議会の答申にも物価スライド制を取り上げるのも一案ではなからうかという考え方立ちはかりをいたしたわけでござります。

さういうふうな問題についてはさしあたり見送らせておはかりをいたしたわけでござります。

○村山(喜)委員 今回の改正案は、恩給法の改正に伴う分、それから厚生年金法の改正に伴う分、他の改正措置の三要素によって成り立つておると思います。

そこで、恩給法の改正に伴う措置につきましては、後ほど恩給局長が見えましてから問題を明らかにしてまいりたいと思いますが、この際お聞きをしておきたいのは、年金と課税との関係でございます。公的年金制度の一人当たりの保険料を比較いたしますと、非常に格差が大きい。公共企業体が最も高くて、国民年金が最も低い。四十五年度の資料では、国家公務員共済組合は厚生年金の二・四八倍、一人当たりの年金支給額を調べてみると国家公務員が最も高く、厚生年金の一・三倍、こういう状態でございますが、最近の公的年金制度の一人当たりの保険料と実際支払われている年金額の支払い状況の比較表は何年のものでございます。

○村山(喜)委員 共済組合制度といふものをお出しがだとうふうに取り組みをされているわざでござりますか。

○辻政府委員 たまたま來年度がこの年金の再計算の時期に当たっていることでもござりますし、先ほど申し上げましたように、國家公務員共済組合審議会から建議をいたしておることでもござります。

○村山(喜)委員 その実績で対応して、私のことにある資料は四十五年度の資料でございますが、その資料の上から見まして、どういうような状態になつておるのか、最近の状態をちょっと説明願いたい。

○村山(喜)委員 これは公的年金制度の一人当たりの保険料ですか。

○辻政府委員 ただいま申し上げましたのは、国家公務員共済組合の組合員の一人当たりの長期の掛け金額の平均でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、厚生年金なりあるいは地方公務員共済組合なり公共企業体等の職員共済組合の掛け金額はどういうふうになりますか。

○辻政府委員 厚生年金につきましては、四十六年度の実績で申し上げますと、被保険者一人当たり保険料が一万九千二百三十八円でございます。

ただ、厚生年金につきましては別途本国会に改正案を御提案申し上げておりますが、その改正案によりますと保険料の引き上げということを予定しているわけでございます。

○村山(喜)委員 残りはどうなりますか。

○辻政府委員 国鉄の共済組合の組合員の長期掛け金の支払い額ですが、四十六年度で四万五千七百八円でございます。

○村山(喜)委員 一人当たりで計算をいたしますとやはり公共企業体が一番高いわけですね。

○住田政府委員 今度は、一人当たりの年金額はどうなりますか。

○村山(喜)委員 同じく四十六年度をとつてみますと三十七万四千五百五十五円でございます。

○辻政府委員 同じく四十六年度をとつてみますと、国家公務員共済組合の場合が、年額で申しますと十九万二千九百五十七円でございます。

○村山(喜)委員 その場合の厚生年金の平均額は幾らになりますか。

○辻政府委員 厚生年金につきましては、四十六年度が十九万二千八百十六円でございます。

○村山(喜)委員 公共企業体の職員等の共済組合は、四十五年度は、これは国鉄だけではないだろうと思ひますが、三十七万一千四百二十円という数字に間違ひございませんか。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたのは四十六年度の国鉄の数字でございますが、四十五年度

の専売公社が四十五万四千九百二円、国鉄が四十四万一千九百八十四円、電電が五十四万八千八十八円でございます。

率にも関係がございましょう、あるいは基礎となる俸給額にも関係がありましようし、基準内賃で金の抑え方のいかんにもかかわりがあるわけでしょうが、こういう一人当たりの掛け金が非常に少ない、そして給付額も少ない、あるいは掛け金が多くて給付額が多い、いろいろなケースを考えますが、先ほどの厚生年金の一人当たりの年金支給額が十九万二千八百十六円というのは、これは積み増しの分が入っているのですか。

○辻政府委員 厚生年金の基金の分は別にございまして、四十六年度の実績で三万三千五百十三円

○村山(喜)委員 その基金まで入れましてもまだ低いわけですね。

たから大臣 そういうようか考え方方に立ちますと、厚生年金は基金の上積み分まで含めてもと引き上げて、退職後の生活が年金で保障されるような状態をつくり出そうという考え方を政府はお持ちなんでございますか。

○愛知国務大臣 理想というか基本的といいますか、最終的な方向としてはさように心がけていくべきものである、こういうふうには考えておりま

○村山(喜)委員 そこで、いまの公的年金制度の中にはいろいろな制度が入り込んできているようございまして、いわゆる厚生年金の法定部分に対する積み増しの基金制度の導入がなされて、その上回る分については一定の報酬比例部分の掛け金部分については、国家公務員共済組合との格差の一・七倍までは損金として税法上からそれを落とすことを認める、それを上回る分については税法上は認めない、というような措置がとられておりますが、そのほかに適格退職年金制度というものが別個にまたある。あるいはまた適格退職年金制度でない一つの年金制度というものがある。いろ

いろいろな形がとられておりますが、そういうような公的年金制度の積み増し、そのほかに適格退職年金制度、またそのほかに特別な措置がとられる、そういうようなふうにばらばらに、支払い能力のあるところは一定の税金だけ払えば十万円年金でも保障がされる、こういうような形がいま制度としては実現をしているわけです。

それで、そういうようなやり方をとるのが正しいのかどうかですね。たとえば、最近は十万円年金を企業として保障しますという会社等も出てきているようでございますが、そのような制度の方に向に漸次方向を打ち出してやるのが正しいとお考えになるのか、それとも最低の部分をもつと引き上げて社会保障制度的な考え方にして進めようという政策をお持ちなのか、そちら辺はどういう

○辻政府委員 共済年金について申し上げますと、共済年金の性質なり本質をどう考えるかといふことが問題でございますが、国家公務員共済組合審議会のかつての答申にござりますように、共済年金は、一般被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特殊性に対する要素を加味した独特の職域保険制度であるというふうにいわれておるわけでございます。また共済組合法の第一条に目的がございますが、その中でも國家公務員の生活の安定と福祉の向上という目的と公務の能率的運営という目的と二つ掲げておるわけでございますの

で、共済年金について申し上げますならば、そういう本質的な性格の上に立つて今後の改善なり制度の整備をはかつてまいるのが適當だらう、そういうふうな考え方であります。

○村山(喜)委員 厚生省の年金課長お見えでございますが、いま大企業の中に、労働協約で退職年金を十万円保障します、それは物価上昇にもスライドさせながら、将来は老後の生活を会社が保障するのだとというよな形で、公的年金制度の上にいわゆる積み増しの、そしてそれを上回る分については税金を延滞利子の分だけを支払つておけばよろしいという形で法人税から支払われる、そろ

いうような措置がとられておるわけですが、そちらなってきますと、恵まれた大企業は、公的年金制度のその柱の中ではるかに低い一般の厚生年金よりもずっと上の支給が将来保障される。

それは基金制度に入るのは一千名以上の対象者、被保険者がいなければなり仕組みになつておりますから、そういうようなところから、しかも会社の経営が非常に豊かで税金を1%とられても基金のほうに繰り出していけるようなゆとりのあるところ、しかも人材を確保するためにはそういうものをやつたほうがいいわけですから、やれる企業はそういうことをやっておりま。す。やれないところは、今度幾らか改善をされますが、まぼろしの五万円年金といわれるような状態、二十七年かかつてやつと妻の加算給まで入れ

は五万円になるならないか、そういうようなものは十円以上の年金支給ができる、こういうような仕組みが公的年金制度の中でとられるわけです。これについてはどういうふうにお考えですか。

ないか、こういう御指摘でなかろうかと思いま  
す。先生のお話もございましたように、そういうま  
たことがないように私ども今度の国会に厚生年金  
保険法の一部改正案の御審議をお願いしておるわ  
けでございまして、私ども、特に厚生省といたし  
ましては、公的年金制度を所管いたします立場か  
ら、できる限り必要な年金額というものを公的年  
金として保障をする、そういう考え方で今回の改  
正案の立案をいたし、御審議をお願いしているわ  
けでございます。そういった意味で私ども、現状  
の公的年金制度が御指摘のとおり非常に貧弱でござ  
いますので、まずその底上げをはかるということ

とが第一義的に必要ではないかということで、そういう面での努力をいたしておるわけでござります。

御指摘のありました厚生年金基金制度につきましては、御案内のとおり厚生年金の報酬比例部分を代行する、それに加えて企業によりましてプラスアルファを行なう、こういう制度でございます。したがいまして、厚生年金といたしましては、定額部分プラス報酬比例部分というものがいざれの人の場合でも保障される、その上にプラスアルファといふ企業が行ないます年金がつく、こういう仕組みになるわけでございます。その定額部分プラス報酬比例部分合わせまして厚生年金の改善ということにつきまして御審議をお願いしておりますけれども、将来にわたりまして私どもい

○村山(喜)委員 底上げをしようという考え方はわかるのですよ。五万円年金ですね。それはわからります。わかるけれども、負担の問題でいまもめりておるわけなんですが、問題はいまお話をありましたように上積みの場合はどうまで認めるのかという点なんですよ。いま税法の上では二・七倍までは国家公務員共済組合との均衡をとる意味で保険者が社会保険料の控除として適用を受けるようになつておる。しかし、企業の分については税金だから前もって納めておけば、上のほうは青天井で

○幸田説明員 御指摘の点でござりますけれども、私ども指導方針といたしまして国家公務員の共済組合といふもの程度にとどめる、こういう指導方針にいたしておりますわけございまして、それをおこえます部分につきましては具体的なケースにつきまして、私ども詳細は存じませんけれども、税制適格年金あるいはその他の企業年金といった

かつこうでおそらく実施をされておるのじやなか  
るうか。私どもが所管をいたしております厚生年  
金基金制度ということにつきましては、先ほど申  
し上げましたような形での指導をいたしておるわ  
けでございます。

○村山(喜)委員 私はこの関係を見てみたのです  
が、税法の上では一ヶ月の延滞利子相当額を徴収し  
ておきさえすれば、あとは公的年金制度の形の中  
で上積みが、上のほうは制限はないわけですか  
ら、なされるようになつておるのはずですよ。そ  
ういうような状態になつておるのでですが、あなた方  
の指導方針というのは、承りますが、どこで頭を  
押えるようにしていらっしゃるのですか。それは  
ないはずじゃありませんか。

○幸田説明員 ただいま資料を持ち合わせており  
ませんので、後ほど資料を取り寄せました上でお  
答えを申し上げたいと思います。

○大倉政府委員 村山委員の御質問の中で、税制  
に触れての御質問が幾つかございましたので、現  
行の制度の考え方についてちょっと補足的に申し  
上げさせていただきたいと思います。御指摘のご  
ざいました厚生年金基金、これにつきましてはた  
だいま厚生省からお話をござりますように、私ど  
も承知いたしております限りでは、企業に対する  
行政指導といたしまして、従業員の負担分が過度  
に大きくならないよう、その意味で従業員負担  
分については、いわゆる国公水準というものを目  
安に置きながら運営をしておられるというふうに  
承知をいたしておりますが、企業負担分につきま  
しては、これはある意味では青天井ではないのか  
というふうに実態的に了解をいたしております。

またそこで、村山委員御指摘のように、非常に  
ゆとりのある大企業の従業員のほうが得ではない  
かという点、確かに一つの御見識であると思うの  
であります。が、実は厚生年金基金という制度によ  
らずに適格退職年金によることも可能でございま  
して、税制上といたしましては、企業の負担分に  
つきましては、その水準の大きさと申しますより  
も、むしろそれが完全に社外に拠出されておると

○村山(喜)委員 仕組みはいまお話をあつたとおりです。それで私は、その思想といふものについては後ほど大蔵大臣にお尋ねをいたしてまいりますが、一応年金局の課長のほうから資料を取り寄せまして的確な答弁をされると、その問題は保留いたします。

そこで、課税のしかたでございますが、その年金をこれは給与所得とみなす場合には三十万円までは源泉徴収の対象にならぬけれども、それ以上の場合には源泉徴収として差し引かれるわけですね。六十五歳以上の場合には、六十万円が追加されますから、九十万円以上のものについて徴収される。まあこういうことでございますが、三十六万円の年金をもらって一万八千円の源泉徴収を受けたというような人の場合があるようでござります。まあこれは第二の就職の場を別に持つていいるので、年度末の総合課税で五万円さらばに徴収をされたというような事例等が、そういうような何とか訴えが出ておりますが、この年金とそれから課税のありますですね。

これは六十五歳以上の人たちは六十万円の追加があるから、九十万円以上でなければ源泉徴収をされ

かつこうでおそらく実施をされておるのじやなか  
るうか。私どもが所管をいたしております厚生年  
金基金制度ということにつきましては、先ほど申  
し上げましたような形での指導をいたしておるわ  
けでござります。

○村山(喜)委員 私はこの関係を見てみたのです  
が、税法の上では一名の延滞利子相当額を徴収し  
ておきさえすれば、あとは公的年金制度の形の中  
で上積みが、上のほうは制限はないわけですか  
ら、なされるようになつてはいるはずですよ。そう  
いうような状態になつておるのでですが、あなた方  
の指導方針というのは、承りますが、どこで頭を  
押えるようにしていらっしゃるのですか。それは  
ないはずじゃありませんか。

○幸田説明員 ただいま資料を持ち合わせており  
ませんので、後ほど資料を取り寄せました上でお  
答えを申し上げたいと思います。

いうところに重点を置いて考えるということにいたしております。完全に社外拠出になつておられますものは、これは損金として認める。したがいまして、御案内のように、厚生年金基金は基金でありますから、この規定、時間の関係上詳しく述べませんが、施行令百五十九条だったと思ひますけれども、そこに列挙しております考え方では、実質的にも形式的にも、これは社外拠出に必ずなつておつて、その積み立てていることによる利益が企業のほうに返つてこないというところに担保を求めているわけですがございまして、税制としての考え方としてはそのようなものであるという点を御了承いただきたいと思います。

しますのは、まさしく源泉徴収をしないでよろしく、いという限度としていま設定いたしております。ということは、三十万円をこえれば必ず源泉徴収があるということではございません。三十万円をこえた方には扶養控除等申告書をお出し願うよう個別に通知をしていただいておりまして、扶養控除等申告書が返ってまいりますれば課税対象限度内の場合には、もちろん源泉徴収はいたさないわけでございます。したがいまして、現実に源泉徴収が起つておりますのは、扶養控除等申告書があをお出しになつてない方、おそらくは実態といたしましてはほかに主たる収入をお持ちでございまして、その年金がいわば從たる収入になつておるという方のケースではなかろうかと思います。その場合には、従たる給与としての源泉徴収制度はかなり一律的に行なつておりますので、年末調整なり申告で返つてきたりあるいは差し引いたりということは、いまの制度ではどうしてもある程度は避けられないかということだろうと思います。

もう一つ、年金全体としての課税方式というのは、かねてからいろいろと検討をされてまつてあるといふことは、三十万円をこえれば必ず源泉徴収があるということではございません。三十万円をこえた方には扶養控除等申告書をお出し願うよう個別に通知をしていただいておりまして、扶養控除等申告書が返ってまいりますれば課税対象限度内の場合には、もちろん源泉徴収はいたさないわけでございます。したがいまして、現実に源泉徴収が起つておりますのは、扶養控除等申告書があをお出しになつてない方、おそらくは実態といたしましてはほかに主たる収入をお持ちでございまして、その年金がいわば從たる収入になつておるという方のケースではなかろうかと思います。その場合には、従たる給与としての源泉徴収制度はかなり一律的に行なつておりますので、年末調整なり申告で返つてきたりあるいは差し引いたりということは、いまの制度ではどうしてもある程度は避けられないかということだろうと思います。

ないが、三十万円をこえたる的確に源泉徴収で取られますよという形で、これからも取り組んでいかれるつもりですか。やはりもつと年金については、給与の一種でありましょうけれども、何か考えられる方向はないだらうか。今日三十万円といいますと、夫婦でかりにおつた場合には、年金だけ生活をしている人の場合には前もって源泉徴収で取られてしまうことを考えますと、月に三万円もないわけでしょう。そういうような形で年金等について課税をするという方式がはたしていいのかどうか、この辺はもう一回考え方段階に来てているのではないかと私は思つたのです。その訴えの手紙を見まして。そのような問題につきまして大臣、いかがお考えでございましょうか。

**○大倉政府委員** 大臣からお答えいただきます前に、いわゆる技術的な点をまずお答えさしていただきますが、御質問にございました三十万円と申

いたします段階でやはりかなり議論がございまし  
た。  
現実に恩給、共済組合系統ではかなり多額の年  
金が存在しておることが一つ。もう一つは、やは  
り議論になりまして恐縮でございますが、ある程  
度長い視野でのものを考えました場合に、将来年金  
受給者でありました者とそれをささえ中壮年層  
という者とがどう分かれていくのか、年金受給者  
すべて非課税ということでもういくのかどうか  
という点まで踏まえました上で、なお長期的な検  
討を必要とするのではないか。ことしといたしま  
しては、くどくて恐縮でございますが、いわゆる  
五万円年金分は非課税になるようについてこれが  
現状ではよいのではなかろうかという考え方で案  
を作成したという経緯がございます。

○村山(喜)委員 四十六年の新規の裁定額の平均  
を国家公務員共済組合で調べてみると、五十五万  
三千百九十四円ということになつてているようで  
す。これは給与として措置をされるわけですが、  
厚生年金の場合は給与とみなして課税をされると  
いう仕組みであります、六十五歳以上は一べん  
に六十万円上がりまして、じや六十四歳の人はど

きておるのでございますが、御高承のとおり、現在は、簡単に申し上げますと、いわゆる公的年金につきましてはこれを給与とみなして課税をする、その他の私的年金につきましては雑所得といったしまして、自己負担分を控除した残額を課税するという仕組みをとつております。これをいつまで続けるかという、またそれでよいかという問題が一つと、もう一つ、公的年金についてはいつそ非課税にしたらどうかという御意見があることも承知いたしております。ただ、今回四十八年度の改正といったしましては、ただいま御質問にございましたように、六十五歳以上の方のお受け取りになる公的年金につきまして、いわば五万円年金時代といふものに対応しての六十万円特別控除というものを御提案申し上げ、無事成立したわけでございますが、これを青天井にしていいかどうかということにつきましては、ことしの改正案を論議

うか、六十六歳の人はどうなのかということになりますと、あまりにもその差が大き過ぎるのではないかろうか。私は、税法の上から見た場合に、片一方六十四歳の人は三十万円以下でしか取り扱われない、片一方は九十五万円というような、そういうようなことではなくて、平均的な、年金の支給を受ける人には全部青天井にしろなどということは私は思わないけれども、将来また年金が充実すればそれはある程度の課税をされなければならぬ人も出てまいります。しかし、平均的な人々はこの際源泉徴収の課税方式は一応とらないといふ形のほうがいいのではないだろうかというようないふに考えるのですが、大臣、その感触はいかがでござりますか。

**○委員会報告大臣** 今年度までのやり方はただいまも御説明申し上げたとおりですが、年金それ自体の改善ということと、それから税の取り方ということと二つの面があると思いますが、御案内のように、政府としては来年度には税制の面においても相当思い切った大改革をやろうと思いまして、その中心は最低限度の大大幅な引き上げということを考えておりますので、その面からも、いま御議論になつておりますようなところは相当解決できることではないかと思っております。同時に、年金についての課税のやり方等についても、先ほど大倉審議官から御説明のとおり、これもあわせて検討を続けてまいりたい、こういうふうに考えておられます。

○村山(高委員) 今度の法律改正案は、恩給法の改定を受けてのものと、厚生年金保険法の改正を受けてのものがおもな柱になっておりますが、厚生年金法案のほうが成立しないあるいは修正をされ、そういうような場合には、この国家公務員共済組合あるいは公共企業体の共済組合の場合には、かりにこちらのほうが通つたというような事態が出た場合には、大臣、どういうふうになるのですか。

○愛知國務大臣 現在の段階で厚生年金法の修正ということを考えておりますんで、仮定の御質

問ということになると思ひますけれども、この国家公務員共済組合の関係は、この審議会のいただいております数年来の答申でも非常に問題の所在は浮き彫りにされているよう思ひます。したがいまして、将来の問題としては恩給法の改正からくる自動的な問題と、厚生年金制度というものとの関連をいかに積極的にとけ込ましていくかということと、二つの大きな問題が依然として残っています。それから受給者のプロボーション等から申しましても、その接点を急速に解決するといふことがなかなか技術的にも困難であるというところに、政府としての立案途上における苦心もあるわけでござります。たとえば一番最近のことの二月の審議会からいただいている答申でも、第三項の点などはおむね了承するということになつておりますし、問題は、くどいようであります。第一項では、はなはだ遺憾であるといふ御指摘を受けて、いる点と、それからたとえばスライド制の問題などについては審議会においても御議論が二つに分かれていますが、同時に指摘をされているように、当局側においてもさらに一歩前向きに努力を重ねてまいりたい、抽象的になつて恐縮でございますが、こういう基本的な態度で進んでまいりたいと思つております。

いて申し上げますと、現行が十五万円でござりますが、ただいま御提案申し上げている改正案だと三十万二千四百円に引き上げをお願いしているわけでございます。この計算の根拠といたしましては、厚生年金の最低の老齢年金というのと一応計算を合わせるということ考え方方に立つておるわけでございます。廃疾年金、遺族年金につきましても同様な考え方でござります。

○村山(吉)委員 この最低年金というのは、二十二万八百円というその定額分に見合うものを基礎にして考えたということですか。

○辻政府委員 計算の根拠を申し上げますと、定期額分九百二十円、それの二百四十倍でござりますが、それと報酬比例分につきましては、標準報酬<sup>標準報酬</sup>として報酬比例分の計算をいたします。それに配達者の加給をプラスいたしまして、それから子の加算をプラスいたしますと三十万二千四百円というふうになるわけでございます。

○村山(吉)委員 その三万三千六百円の扶養加給、「一・五人で計算して、これは扶養者がないときでも支給するのですが、最低保障額は」

○辻政府委員 基準として一・五人を計算の根拠としているわけでございますので、実際に扶養者がいない場合でも最低保障額としては同額でござります。

○村山(吉)委員 公共企業体の場合には、そういうような最低保障額制度というもののはありますか。

○村山(吉)委員 佐藤政務次官、公共企業体の公共年金は公務上の年金の最低保障額の引き上げもないわけですね。そして退職年金等の最低保障額もない、まあ法律の制度がそういうふうになつてゐるのだということはわかつておりますが、やはり公共企業体の場合といえどもそういうような退職年金、廃疾年金、遺族年金等についても最低保

障額というものを法律を改正してでも私はつくるべきではないかと思うのですが、その点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。  
○佐藤(文)政府委員 公共企業体の専売、国鉄、電電の三つの共済組合、これに関しましても、私は前向きに考えていくべきであると考えております。特に公的年金制度調整連絡会議あるいは各省にこれの専門の運営審議会がござりますので、こういうところで十分検討していくかと考えております。  
○村山(喜)委員 なぜそういうような制度がないのか、その沿革はどうなつてているのですか。  
○住田政府委員 公企体の共済組合の退職年金等の額につきましては、これまで十五万円、国家公務員できまつております最低保障額の十五万円より下回るケースがほとんどないということで現在最低保障制度が設けられてないわけでござります。しかし、今回は厚生年金、国家公務員のほうも最低保障額が上がっておりますので、先ほど政務次官から御答弁ありましたように、前向きに検討いたしたいと考えておるわけでございますが、ただ、公企体の組合員につきましては最低保障額がないわけでございますが、同時に最高制限もなさい。また、年金の基礎となります俸給額につきましても、最終俸給額を採用しております。そういう点で、公企体のほうは国家公務員に比較いたしましたで有利になつておりますので、そういう点の調整をどうするかという問題もあらうかと思います。  
○村山(喜)委員 公務災害補償制度もない、それに最低保障額もない、上のほうは青天井でたくさんもらえる。それは、たくさんもらえる人たちに規定し、底辺のところで働いているそういうような人たちがもらう場合には、いままでは十五万円以下というのはいなかつたから必要性はなかつたが、今度三十六万二千四百円になつた場合に、あるいは廃疾年金の三十六万九千六百円になつた場合には、該当者は出できませんか。私は、やはり年金

障額というものを法律を改正してでも私はつくるべきではないかと思うのですが、その点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。  
○佐藤(文)政府委員 公共企業体の専売、国鉄、電電の三つの共済組合、これに関しましても、私は前向きに考えていくべきであると考えております。特に公的年金制度調整連絡会議あるいは各省にこれの専門の運営審議会がござりますので、こういうところで十分検討していきたいと考えております。  
○村山(喜)委員 なぜそういうような制度がないのか、その沿革はどうなつてあるのですか。  
○住田政府委員 公企体の共済組合の退職年金等の額につきましては、これまで十五万円、国家公務員できまつております最低保障額の十五万円より下回るケースがほとんどないということで現在最低保障制度が設けられてないわけでございます。しかし、今回は厚生年金、国家公務員のほうも最低保障額が上がっておりますので、先ほど政務次官から御答弁ありましたように、前向きに検討いたしたいと考えておるわけでございますが、ただ、公企体の組合員につきましては最低保障額がないわけでございますが、同時に最高制限もなさい。また、年金の基礎となります俸給額につきましても、最終俸給額を採用しております。そういう点で、公企体のほうが国家公務員に比較いたしましたら、最も高額を採用しておりますので、そういう点の調整をどうするかという問題もあろうかと思います。  
○村山(喜)委員 公務災害補償制度もない、それに最低保障額もない、上のほうは青天井でたくさんもらえる。それは、たくさんもらえる人たちにとっては非常によい規定、よい規則ですね。しかし、底辺のところで働いているそういう人たちはもちろんもららう場合には、いままで十五万円以下といふのはいなかつたから必要性はなかつたが、今度三十六万九千六百円になつた場合に、あるいは、該当者は出てきませんか。私は、やはり年金は、

10. The following table summarizes the results of the study.

が基礎的な考え方としてなければならないと思うのですが、そういう点を考えない、退職における俸給を基礎にしてやるから有利だからやらないといふのではなくて、それはどうも公共企業体の共済の場合には非常に今日の時勢に合わないものになつてゐるのではないかと思うのですが、どうですか。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたように、公金体の場合には、國家公務員と違ひまして、年金の基礎になります俸給額が最終の俸給額になつてゐる、あるいは最高制限がないという点につきましては、公的年金制度調整連絡会議でいろいろ調整をいたしているわけでございます。

最低保障額を上げるということにつきましては、先ほども申し上げましたように、前向きに検討いたしたいと考えているわけでございまして、年金の最低保障額の低い額そのものをほうつておいていいというわけではないわけでございまして、今後前向きに検討いたしたいと考えておるわけでござります。

○村山(喜)委員 三十万二千四百円以下の人があれくらいいますか。

○住田政府委員 新法における最低保障額以下の年金受給者の数は、専元の場合で七十人、国鉄の場合で二千八百人、これは全体の約三%でござります。電電の場合で三百五十人でございます。

○村山(喜)委員 佐藤政務次官、それは今後十分検討していくと言いますが、いまお聞きになつたとおり、三千名からおるわけですね三企業合わせれば、やはりこういうような法律を改正してやるときには最低額の保障というものは法律の中で実施していくような手立てを講じていくのが当然であつて、あとからそれは措置いたしますというのでは、これは責任を果たしているとは思われないわけです。やはりやり方としても一年おくれにならぬわけでしょう。今度のなにで間に合うようにならぬべきでなかったのですか。

○佐藤(文)政府委員 もう私が言うまでもなく、現行の共済制度は、年金制度としては、私は率直

に申し上げまして、まだ未成熟の状況にありますて、今後の人口の老齢化に伴う年金受給者の増加等の将来にわたる長期的な見通しを立てながら段階的に先生の言われたようなそういう趣旨の方向にやはり私はいくべきであるということで、十分横の連絡をとりながらステップ・バイ・ステップ、一步一歩理想に向かって改正していくくということで、本年度は原案のような案として御審議を願っている次第でございます。

○村山(喜)委員 それじゃ答弁にならぬ。それは言いわけであつて、あなたの趣旨、考え方なんですよ。やはりそれはなぜそういうような取り組みが十分でなかつたかという答弁にはならない。事務局のほうから聞きます。

○住田政府委員 先ほど申し上げましたように、公企体の共済組合の組合員の退職年金につきましては、いい面もあれば悪い面もあるというのが現状でございます。この点については、各公的年金についていろいろ調整をいたしているわけでございますが、ことしの段階でいいものはそのままにして悪いところだけ是正するということに踏み切れなかつたというのが今回提案できなかつた理由でございますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、できるだけ前向きに処理いたしたいと考えている次第でございます。

○村山(喜)委員 国務大臣であります愛知大蔵大臣にお尋ねいたします。

いま三千名から公企企業体の場合には国家公務員共済組合の年金の最低保障額を受ける者以下の者がおるわけです。厚生年金関係でも最低保障額を引き上げていこうという政府の姿勢と、いま公企企業体だけは取り除かれておる現行の状態の中では、やはり最低の保障額は引き上げるというのは少なくとも政治の要諦ではなかろうかと私は思うのです。それがおくれたというのは、やはり確かに怠慢だという指摘をせざるを得ないわけです。が、國務大臣として愛知さんはどういうふうにお考えなのか、御意見をいただきたい。

○愛知国務大臣 端的に申しますと、いま佐藤政務次官からお答えがあつたとおりだと思いますのでありますて、そういう点は確かに是正を必要とする私も考えるわけでござりますが、ステップ・バイ・ステップというおことばがありましたが、そのとおりだと思うのでありますて、今後前向きに検討いたしたい。同時に、各制度間にアンバランスがあつて、よい面もあるし、たとえば最低保障限度がない、というような悪い面もある、こういうところを勘考して、当年度の改正としてはこの程度にとどめておかざるを得なかつたというが率直な実情である、かのように御理解をいただきたいと思いますし、今後においてはそういう点について前向きに是正をはかつてまいりたい、かよう存じます。

○村山(喜)委員 大臣もあまりこまかいところまでは森羅万象ごとごとく通ずるわけにもいきませんので、そういうよくな答弁をせざるを得ないのだろうと思いますが、確かに年金制度の中では、いま話がありますように、格差が大き過ぎる。そして最低保障額さえも支給をされない国鉄の〇Bが二千八百人もおるというようなことで、それはたくさんもらう人がおるからいいんだという理論は、それは成立をしませんよ。そのことは、福祉元年とかいう田中内閣の看板を私は傷つけるものだと思いますし、田中内閣の閣僚の一員である愛知大蔵大臣が、国務大臣として御答弁になつたその内容はきわめて不満足なものである。今後は努力されるでしょうが、そのことを指摘をしておきたい。

○広瀬(秀)委員 ちょっと関連して。

すと、これはもう最低保障額の救済すら適用されないうちになくなる方、一年といえども非常に貴重なものなんですね。そういう深刻な認識を持つて、これは来年度必ずやります、そしてことしから最低保障を公務員で実現したならば、ことしからやりましょうというような保証が私は必要だろうと思うのですが、そこまでお考えになつておられるかどうか。

もちろんこれは両共済の間に、その最高の年金額が公企体の場合には制限されていないというようなどころなどは、ある程度合はすというようなことを同時にやりながら、両者の差をつけたということについては、制定当時はいろいろな操作でバランスをとったということが常々言われてきたわけですけれども、もはやそれは今日においては合理性を持たないものになつていいということが言い得る段階だと思うのです。

そういう立場で、これらの問題については少なくとも来年度の改正においてはやります、そしてさかのぼつてことしから実施しますというよくな、そういう保証というものはやはり必要だらうと思うのですが、重ねて佐藤政務次官、愛知大蔵大臣から御答弁をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○愛知国務大臣 実は特に国鉄の関係につきましては、私はこの一、二日来も具体的な事例をあげて御陳情を伺いまして、ほんとうに御同情を申し上げておるようなわけでござります。

従来からの経過や考え方から申しますと、この年金額の算定の基礎になつている俸給のとり方、それから掛け金とか給付額算定の基礎となる俸給の最高限度の頭打ちとか、それから財源の問題、いろいろ考えて、先ほど抽象的に申し上げましたが、本年は踏み切りがつきませんでしたが、さなりに私も実情などを伺いました、これは何とかしなければなるまい、こういうふうに考えているわけですが、ございまますから、先ほど申し上げましたように、今後の問題としてできるだけ早い機会に調整ができるよう、これはすでに連絡協議会等でも





と思います。

そこで、旧令共済、恩給法上の障害年金の最低保障額と、それから新法による障害年金の最低保障額との比較ですが、これは新法によるほうが低くなっているのではないか。これはどういうわけですか。

○辻政府委員 新法の障害年金の最低保障額につきましては、先ほどもちょっと触れましたように、厚生年金を基準として計算をいたしておるわけでございます。

それから、旧令の障害年金の最低保障と申しますか定額保障と申しますか、それにつきましては旧令と恩給との比較均衡をとる必要がございますので、恩給にならいまして措置をいたしておるわけでござりますので、その関係で額が違つてきておるわけでございます。

○村山(喜)委員 だから額が違つて、新法による障害年金のほうは厚生年金関係にそろえる、これはやはり引き上げるべきだとは思いませんか。旧令共済などと比較をして悪いわけですが……。

○辻政府委員 新法の共済年金制度は、御承知のように保険修理に基づきます新しい社会保険制度として発足したものでございますので、そういうふうな社会保険制度あるいはまた年金制度の根幹でございます厚生年金と均衡をとる必要がある。あるいはそれを基準とするほうが妥当であるという考え方によると、最低保障額につきましても厚生年金を基準としているわけでございます。

○村山(喜)委員 この恩給制度の中で、旧満鉄社員等あるいは外国特殊法人職員期間は公務員として準用され、特殊機関職員もさらに制限が緩和されてまいりました。救われないのは、台湾や朝鮮

の旧外地の道州のいわゆる恩給法上の対象外とい

いますか、当時それぞれの、たとえば朝鮮の道とか州とかいうところで恩給制度みたいなものが

ありました。そこで年金をもらっていた人たちが帰つてくる。台湾のあたりでも市町村のあたりにつとめていた者もそういう年金をもらつておつたのですが、帰つてしまひましたが、敗戦に

よつて支給母体がなくなつたのだということです。私は公務の恩給という対象から見れば、満鉄の職員等は、一応行政権を持つておった特殊会社でありますけれども、これはやはり会社員、片方は道、州の技手であり職員であった。そういうものについては何ら恩給法上の資格も与えられないし、公務に従事をしたものとも見られない、こういう仕組みにいまなつていてますね。だからその数は何万とありますよ。——何万とまでいかなくとも相当な数の人たちから、満鉄や特殊法人の人たちはよからぬがおる。私たちのところにも絶えずそういうふうな人たちは公務性といふものから考えればそれよりも上だつたのに、なぜおれたちのことを考えてくれないのだろうかという声がひんびんと参ります。そういうのはなぜ恩給局としてお考えにならないのですか。また大蔵大臣、そういうような外地の者については在外資産、あの補償で片をつけたんだ、こういうとらえ方なんぞござりますか。

○平川政府委員 先生の御質問は、たとえば外地でなくとも、各府県におきましても恩給法の適用ではないが、たとえば市町村の退職条例あるいは県の吏員、こういう方に対しましては恩給法の適用はないわけであります。ないが、恩給法と全く同じような内容を持つ退職条例で退職料を支給しているわけです。たまたま内地でありますとそのままで措置している次第でございます。

○村山(喜)委員 この恩給制度の中で、旧満鉄社員等あるいは外国特殊法人職員期間は公務員として準用され、特殊機関職員もさらに制限が緩和されてまいりました。救われないのは、台湾や朝鮮

のならば所管局としてはどこかという問題がありまして、恩給法の適用の問題ではない、このよう

に考えておるわけでございます。

そこら辺をどのように考えていくか。これは單に私の意見を申し上げてもいろいろ誤解を生ずるおそれがありますが、少なくとも現段階におきましては、現在の国内の取り扱いに準じて考

るならば、恩給局以外のどこで所管すべき問題ではなかろうか、このように私は考えております。

○愛知国務大臣 恩給局長としての答弁はそのとおりだと思います。政府といたしましても、これはとても取り扱いのむずかしい問題でございまして、今回いろいろふうをして満鉄以外のところにもだいぶ範囲が広がつたわけでございますけれども、当時の市町村吏員等につきましては、ただいまのところ政府としては確たる名案がございません。一つの御意見として承つておくにとどめる次第でございます。

○辻政府委員 取り扱いを御説明申し上げますと、台湾などの外地の雇用人が終戦後引き揚げてまいりまして引き続きまして国家公務員になります。一つの御意見として承つておくにとどめました場合、ほかの国家公務員の場合と同様な取り扱いをいたしておりますので、一部期間を通算をいたしております。

○村山(喜)委員 期間を通算される職員と、それからもうやめて年金をもらつていた人は、今日は支給母体がないわけですから、証書だけは持つておりますが、年金は全然もらえない、そういうよ

うな人たちがおるわけです。ですから、やはりこ

れは制度の不備ではなかろうかと思うのです。大臣がおっしゃるようにこれから残された課題だ

と私は思いますので、大臣も十分総合的にこの問題を御検討を願いたいと考えております。要請を申し上げておきます。

そこで、次の問題に入りますが、厚生年金です

ね、これは三十年で定額部分は打ち切るという思

想ですね。野党四党が修正案を出したものも三十

年で打ち切る。それだけ定額部分が打ち切られる

ということになると、長期に在職をしておつた場合は在職老齢年金というの全額支給をされるというたてまえになりますね、定額部分が打ち切ら

れるわけですから。ところが恩給の場合は、あるいは共済組合の年金は、そういうような思想ではないですね。これは一体どこに原因があるのですか。

○幸田説明員 ただいまの点でございますが、共

済組合の場合におきましても二十年の場合におきましては四割の年金が基準で、それから一年を増すことに一・五%という加算がございますので、三十年加入すると五割五分の年金になる。したが

いまして、長期在職者ということになりました場合は共済組合制度においてもカーブが寝ておる、

こういう問題がございます。

○村山(喜)委員 わかりました。

そこで次にお尋ねしますが、老齢福祉年金とそ

れから恩給なりあるいは共済年金、公的年金との併給の問題、これは今度取り扱いはどういうふうになりますか。

○幸田説明員 現行におきましては、老齢福祉年金及び恩給あるいは扶助料を合わせまして六万円

になりますものの、その差額を老齢福祉年金として支給をするというが現行でございます。これも

本年の十月からは十万円にこの限度額を改めた

い。具体的に申し上げますと、六万円の扶助料と

いう受給者がおられました場合には六万円と十万

円の差額四万円を老齢福祉年金として支給をす

る、こういう改正になつております。

○村山(喜)委員 公務扶助料の場合には、今度は

政令で少佐以上ですか、いままでは旧軍人には

大尉を限界にして措置しておつたわけですが、こ

れは年金の金額ではないにその階級で少佐以上に

は今度併給しないのだ、それ以下であればよろし

いというふうに改められようとしているようであ

りますが、年金額でやらないで階級差で併給、併

給しないという問題をきめるのはどういうところにあるのですか。

○幸田説明員 戦争公務扶助料との関係につきましては、御指摘のとおりの取り扱いでございまして、戦争公務扶助料の場合につきましては、たとえばむすこさんが戦死をされた、そういった関係でそのおじいさんが現在公務扶助料を受けておられる、こういうことでございます。したがいまして、一般の普通扶助料といったようなものと違ひましてその性格は非常に特殊なものがございまして、そういう観点から、私ども現在大尉までにつきましては老齢福祉年金との全額併給を行なっておりますけれども、これを階級によりまして区分をいたしました考え方、職業軍人といったものと非職業軍人の目安といたしまして階級といふものを用いておりますので、いわば国の赤紙一枚によりまして戦地におもむき戦死をされたといった方々と、それから職業として戦地におもむかれた軍人といったものと区別をいたすという考え方によっているものでございます。

○村山(喜)委員 そういうような思想でしょうかが、その大尉が少佐に格上げになつたのはどういう関係ですか。

○幸田説明員 先ほど御説明を忘れましたが、現在大尉までが併給でございます。少佐以上は併給いたさない。これはいろいろ実態を調査いたしてみますと、おおよその姿といたしまして、大尉以下につきましては非職業軍人といふものが圧倒的に多い。こういうことから、大尉までと少佐以上といつておるわけでございまして、大尉以下につきましては併給をいたしますが、少佐以上につきましては併給いたさない、こういうことにいたしております。

○村山(喜)委員 財源率の問題ですが、この前、国鉄は不足責任準備金が二兆一千千百億とおっしゃいましたね。専売公社はどうなりますか。

○住田政府委員 専売公社の昭和四十六年度末におきます責任準備金の不足額は九百十一億五千百万円でござります。それから電電公社が四千九百三十九億八千八百万円でござります。

○村山(喜)委員 現在の職員の責任準備金から支払い準備金の総額を差し引いたものが不足責任準備金ですね。そうなつてまいりますと、専売公社の場合は、年金受給者に対しても組合員の比率は一対四ぐらゐの割合ですね。国鉄の場合にはどれくらゐの割合になりますか。

○住田政府委員 国鉄の組合員の数が現在四十五万六千七百三十名ございます。それに対しまして、年金受給者の数が二十万七千九百四十八名でございますので、二・二倍ちょっとにならうかと想います。

○村山(喜)委員 これは、合理化が進んでいくと

いうのですが、新採用をしない、退職者はふえていく、そして国鉄再建整備五ヵ年計画とかいうようないふな計画によって、だんだんにやめてもらおうといふようなことになりますと、これはやがて将来はどういう姿になりますか。一人が一人を養うとうとうようなかつこうになりますか。その長期見通しを説明してください。

○住田政府委員 現在国会に提案いたしておりま

す国鉄再建計画におきましては、十一万人の合理

化を行なうことになります。この十一万人の

合理化というのは、現在働いている人の首を切る

ということではなくて、実際に定年でやめていく

方の補充をしないといふようなことでございま

す。したがいまして、将来の組合員の数は減つて

まいりますけれども、しかし、極端に、いま先生

からお話をありましたように、「一对」というよ

うな数字になることはないと思います。

○村山(喜)委員 どちらくらいの割合になりますか。いま二・二名で一人の年金受給者を養つてい

るようなかつこうになつてゐるでしょう。これが

将来はどういうふうな姿になるか。やはりそこには当然不足責任準備金の問題が出てくるし、一体

それを財源的にどういうふうに措置をしていくか

ということは、この共済制度のあり方として当然

論議をしておかなければならぬと思うのです。

その点をお尋ねしているわけです。そういうよう

な長期の見通しを立てないでやれるはずはない

じゃありませんか。

○住田政府委員 国鉄の共済組合の財政見通しでございますが、總裁の諸問機関でござります國鉄に答申いたしました収支計算では、昭和五十三年までは収入が給付を上回つて積み立て金は増加していくだろう。それから昭和五十四年から昭和六十六年までは収支が赤字になつて積立金は取りにくざされる。しかし、昭和六十七年度以降は収入と給付が大体見合う状態であるというように見通しを立てております。

○村山(喜)委員 これはずつと長い将来を見通して、国鉄だけの共済制度のワク内で考えていつた場合には、赤字に転落をする、収入よりも支払うようなることになりますと、これはやがて将来はどういうことになると、その追加費用を一体どう

するんだという問題がこれから重要な課題で

しょう。ですから、それについては、国鉄のほうで準備金として収入の中から積み立てているもの

を充てるというような方式もありますし、ようけれども、はたしてそれだけでいいのか、なぜそういう

ふうになつてきたのか、恩給のはね返り分がいま

の国鉄の共済制度の上にどういうふうにあらわれ

てしまうのか、というような問題をやはり考えて

みなければならぬ段階に来ているんぢやないで

しょうか。そういうような意味でもう一回見直し

をする段階を迎えているのだと私は思つて

いるのですが、そういうふうにお考えになりませんか。

○佐藤(文)政府委員 先ほど事務当局から申し上

げましたとおりに、現在四十五万の国鉄の従業

員、これが年次計画によりましてその安全性、国

鉄の安全運転を保持しながら、退職した方に対し

て不補充の原則で三十五万名の従業員の規模で今

後国鉄を運営していくといふことはもう御承知

のとおりであります。したがつて、その不足分に

おいては、ただいま言つたような原則に基づいて

対しては、当然今後検討をしていくといふことで承知

をいたしております。

○広瀬(秀)委員 関連。

この過去勤務債務に対する追加費用の積み立て

といふことで千分の五ずつを毎年積み立てとい

うことをやつてきているわけです。そして昭和四

十七年に千分の九十一にする。四十八年度で千分

の千分の一ずつ以上上積みをして補てんをして、最終

するその対策につきましては、この不足額を補てんする方法として、現在、国鉄の負担能力の点から、その利息相当額以下を毎年追加費用として千

分の一ずつ以上上積みをして補てんをして、最終

の九十六になる。そこでこの過去勤務債務の利子相当分を充当して、凍結をしておこう。こういう凍結方式がとられているわけだけれども、現在これはもう、たしか私の記憶では昭和四十五年当時、累積積み立て率が千分の八十一のときに千分の百八十がその利子相当分である。こういうふうに約半分以下しか積まれていない。この状況が四十五年、四十六年、四十七年、四十八年とこう推移して、いまその利子相当額としておそらく千分の二百近くになっているのじやないかと思ひますが、その辺のところの率はどのくらいでござりますか。

○清水説明員 お答え申し上げます。

四十五年度の第一次収支計画策定会議の時点では、千分の百八十一で凍結できるというこ

○広瀬(秀)委員 その数字は変わらないわけです

○清水説明員 はい。

○広瀬(秀)委員 わかりました。

○村山(喜)委員 大蔵大臣、いまも出ましたように、半分しか集積が利子支払い分についてもされないようだ。追加不足賃貸責任準備金が二兆一千億を上回る。こういうような国鉄の共済のほうもたいへんな赤字になつてゐるわけですが、長期的なものはこれは当然——だれが責任をとるのですか。そういうような点から、この問題は国鉄だけにまかせるというのではなくて、考えてみると必要が来ているのじやないかと思ひますが、大臣はどういうような御所見をお持ちでございますか。

○愛知国務大臣 お尋ねは、そこで国が財政的にもつと国鉄の共済に協力すべきじやないかといふことも含んでお尋ねかとも思ひますけれども、やはり公共企業体という責任から申しまして、公経済の主体として私はやはりこれは責任を第一次的に持つべきものである。そしてそれをもとにした組合の運営をやっていくということにして、公企業体としての国鉄に対しては、御案内の

ようには工事費について今まで今回の再建十ヵ年計画については一般会計からいつても三兆六千億とか、あるいは財政投融資を入れればさらに九兆何千億というような非常な負担をするわけでござりますから、そういう点から申しまして、ひとつこれは十分公企業体としての国鉄においてもいろいろのくふうをしていかなければなるまい、こういうふうに考えております。

○村山(喜)委員 後ほど広瀬委員のほうからこの問題については触れられると思いますが、過去勤務債務の関係を調べてみると、たくさんの要素にわたつていろいろな政策的な関係で入れ込んだものがある、そして現在の国鉄に負担をさせられているものがあるようあります。そういうようないろいろな面から考えていかなければならない内容を含んでいますので、将来にわたる課題として十分慎重に前向きで取り組んでいただき

ようには私は要請をしておきたいと思います。そこで、最後になりますが、ILOの条約の施行に伴いまして、いよいよ恩給法上の対象から引き続いて共済の対象になつて、そして離籍専従を参ります。この専従役員の権利の問題でございますが、これはいま公務員制度審議会でもいろいろ論議もされております。そういうような一連の労働基本権との関連の上から見ましても、この専従の既得権といいますか、これはやはり共済組合のそれぞれの役員などもしながら貢献度は非常に高いわけでございますが、この専従役員の権利については、大蔵大臣だけのところで処理をされるわけにもまいりませんので、きょうは総理府の人事局長にも来てもらつておるわけでござりますが、そういうような過去の権利を条約を批准をしたために一方的に放棄をせしめるというようなやうなことから、現在延長されまして、五年といふ期間になつておるわけでございます。したがいまして、私たちとしてはその専従期間が切れれば、本来の趣旨からすれば、もちろんこれは職員の自由でござりますけれども、復帰なさるということを考えてそういう制度をつくつておるわけでござります。本人がおやめになつて組合のほうに専従されるということになりますと、公務員の地位を離れてまいりますので、たゞいま大蔵省からお答え申し上げましたように、国家公務員としてこれをいろいろな形で処遇することはむづかしいのじやないだらうか、かようになっております。

○村山(喜)委員 その問題は、現在の法律のたて事局長の考え方を承つておきたい。

○愛知国務大臣 お尋ねは、そこで国が財政的にもつと国鉄の共済に協力すべきじやないかといふことも含んでお尋ねかとも思ひますけれども、やはり公共企業体という責任から申しまして、公経済の主体として私はやはりこれは責任を第一次的に持つべきものである。そしてそれをもとにした組合の運営をやっていくということにして、公企業体としての国鉄に対しては、御案内の

ようには工事費について今まで今回の再建十ヵ年計画については一般会計からいつても三兆六千億とか、あるいは財政投融資を入れればさらに九兆何千億というような非常な負担をするわけでござりますから、そういう点から申しまして、ひとつこれは十分公企業体としての国鉄においてもいろいろのくふうをしていかなければなるまい、こういうふうに考えております。

○村山(喜)委員 ただいま御指摘のございました在籍専従の問題につきましては、お示しのように四十八年の十二月で期限が満了いたします。したがいまして、こういう方々は職場に復帰されるか、組合運動家になられるか、どちらかの道を選ばれるわけであります。職場に復帰される場合には当然国家公務員でございますし、共済組合員でございますから、問題はないわけでございます。あと道を選ばれた場合にどうなるかという問題でございます。先ほど申し上げましたように、国家公務員共済組合制度は、国家公務員の生活の安定、福祉の向上、公務の能率的運営に資することを目的として設けられたものでござりますから、したがいまして、国家公務員以外の方を共済組合員にするということは、制度の目的なり趣旨から見て適当でないのではないかという考え方であります。

○皆川政府委員 御承知のように、在籍専従につきましては、この期間を何年にするかということでおいろいろ議論があつたわけでございますが、その過程におきましても、あまり長い期間を設定したのでは将来また職場に復帰するということも実際上むずかしいだろう、また職場とのつながりが薄くなつて公務の能率も落ちる心配があるというようなことから、現在延長されまして、五年といふ期間になつておるわけでございます。したがいまして、私たちとしてはその専従期間が切れれば、本来の趣旨からすれば、もちろんこれは職員のありましたとおりでございます。

○愛知国務大臣 大臣といたしましても、このILO関係、それから専従の取り扱いについては、かねてから政府内部でも検討に検討をいたしました問題でございまして、在籍専従者を除く組合の専従者につきましては、共済組合員として認めるといふことは政府としては考えておりません。ただいま答弁のありましたとおりでございます。

○武蔵(山)委員 ちょっと関連……。

○愛知国務大臣 大臣、もう一考できないものかという意見なんです。労働組合というのは、法律的に完全に定着をした正規の機関として何人も認めるという、そういう時代になつてゐるわけですね。しかも、その労働組合は、共済組合員であると同時に国家公務員である組織の人たち全体をいろいろ世話をやく組織なんですね。でありますから、労働組合の仕事をやらなくなつてしまつた場合なら、これはもう完全に籍を除かれてもやむを得ないけれども

も、労働組合の専従的仕事をやっている人を、従来ずっと共済組合に入れておったのでありますから、それを共済組合――間接的には組合員のお世話ををする労働組合なんですから、そちらの政治

ておるわけでもございませんので、共済組合員なむわ  
ち国家公務員でありますんと運営審議会委員にな  
れないということになつておるわけでございま  
す。

たします。

# 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

「本号末尾に掲載」

負担し、または代替施設を設置したものについて、その用途を廃止した場合に、当該地方公共団体等に譲与することができる財産の数量の算定方法を合理化することとしております。

次に、普通財産である老朽居住用建物を地方公共団体が取りこわして整備する場合の建物及び敷地の譲渡の特例に関して、その要件を緩和するとともに、その敷地の譲渡価格について合理化をはかる

労働組合も間接的には共済組合の世話を役なんですか  
ね。そしてその共済組合に加盟している労働組合員の福祉やいろいろな問題についてのお世話をやるのが労働組合の任務なんですから、経済的目的の向上と、こうしたことなんですか、そう、うな観点でないから、ほかの者たちとも話ををしてみようというお話をございますが、やはりいま組合の役職員が運営審議会の委員等を引き受けまして、一生懸命仕事をこなさなければなりません。且つその上に

一生懸命赤字を出さないようには、組合員の福利厚生のためにどうしたらいいかというようなことや、資金の運用や業務面の内容などを、改めて

○大村委員長代理 ます、政府より提案理由の説明を求めます。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 ただいま議題となりました国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を

売り扱う場合の延續期限を現行の十年から二十年に延長することとしております。

○愛知國務大臣　これは近來から大いに貧困化され  
たが、その道を三回相談してみると、必ず持たれ  
るものでしようか、大臣。

た問題でござりますから、現在の時点において意見を申上げれば、先ほどの申し上げることの二目

見えない」けれど矢張り同じ「いたとおり」は本なります。まあ、これは私だけの意見ではきめ得る問題でもございませんか?、関係開拓なり関係

小問題でござりませんが、關係關係から關係機関とあらためて、そういう御質疑があつたといふことを前提にして、協議はここで終

ますけれども、現在までの立場はきわめて明白であると思つれます。

○武藤(山)委員 せんじん、じうじう場合はどうなるのですか。専並設置の共同会社の設置に際は

のうが、専従役員が共済組合の役員に選ばれるという場合、そういう場合は何とか共済に置けると、いうふうな制度を新しく考へることにつ

るよしむれしやうしん制度を導入するとなつた場合には、どこを改正しなければならぬでしょうか。第何条(三)に該当する場合は

可能だ——現状じやないのでよ。専従役員が共  
者の役員二なら易す二は、法律のどもこころに

決の役員になる場合には没有任何のとかじやまになつておるか、どこのところをいじればいいのか、それは三二二二二。

か、それはどこですか

のか、たとえば運営審議会の委員であるといふことでござりますれば、現在の法律は、運営審議会

加えることとしております。  
第三、三種類の「里」は、  
今で定めるものと  
別語にて防災別語のことを  
指す。

第一は、普通財産の処理について合理化及び改善をはかったことがあります。

ます、道路、河川等の公共の用に供している財産で、地方公共団体等がその維持、保存の費用を

○大村委員長代理 これまで提案理由の説明は終りました。  
いますようお願い申し上げます。

本案に対する質疑は後日に譲ります

次回は、明十三日水曜日、午前十時理事会、十二時三十分委員会を開会することとし、本日は、こ

れにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

## 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

## 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部 を改正する法律

# 国有財産法の一部改正

第一二卷二叶の二二一、書く由二三。

**第十二条** 次のただし書きを加える。  
ただし、次条の規定により国会の議決を経

なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、大蔵大臣への協議は、要

第十四条第七号中「の使用又は収益の許可をしないものとする。

「よう」を「を使用させ、又は収益させよう」  
改める。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国

が地方公共団体若しくは政令で定める法人と  
一むねの建物を区分して所有するためこれら

の者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する

鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合<sup>二</sup>も、てこれらの方のためニ当該上

地に地上権を設定するときは、この限りでな

第十八条第四項中「おいては、当該地方公共

体、法人又は地方道路公社に前項の許可に係る「おいて、第一項ただし書の地上権の設定

は前項の許可をするときは、これらの者に当  
て改める。

第十九条中「第二十五条まで」の下に(前条第  
項ただし書の規定により地上権を設定する場  
にあつては、第二十一条及び第二十三条を除  
。)を加え、「前条第三項」を「前条第一項ただ

し書の貸付け若しくは地上権の設定又は同条第三項に改める。

第二十一条第一項第一号中「ため池」の下に「用排水路」を加え、「又はと畜場」を「、と畜場又は信号機、道路標識その他公用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設」に改める。

第二十六条第一項「前五条」の下に「鉄道、道路その他の政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。」を加える。

第二十八条第一号及び第二号中「費用の額」の下に「が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額」を加える。

第二十九条の前の見出し中「売払」を「売払い等」に改め、同条中「売払」を「売払い又は譲与」に改め、「買受人」の下に「又は譲与を受けた者」を加える。

第三十条第一項中「売払」を「売払い又は譲与」に改める。

第三十一条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に「左の各号の一に該当する事由がある」を「当該財産の譲渡を受けたもののする管理が適当でないと認める」に改め、各号を削り同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしようとする場合において、普通財産の譲渡を受けたものが地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体・社会福祉法人又は更生保護会に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。  
一 地方公共団体において、生活保護法（昭和二十一年法律第二百四十四号）第三十八条に規定する保護施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十四条に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）において、これらの法律の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行なう当該委託に係る保護若しくは措置の用に主として供する施設の用に供するとき。  
二 地方公共団体又は更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第三条第一項に規定する更生保護会で民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であるもの（以下「更生保護会」という。）において、同項の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行なう更生保護の用に主として供する施設の用に供するとき。  
三 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、

児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるもののに供するとき。

第三条第一項第一号ロ中〔昭和二十六年法律第四十五号〕を削り、同号ハ中〔昭和二十二年法律第二十六号〕及び「又は第九十八条」を削り、「学校〔以下「学校」という。〕の施設」を学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）に改め、同号チ中〔昭和二十五年法律第二百三号〕を削り、同号に次のように加える。

ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの

ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの

ワ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの

第三条第一項第四号中「社会福祉事業法第十二条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）更生緊急保護法第三条第二項に規定する更生保護会で民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「更生保護会」という。）を「社会福祉法人、更生保護会」に、「学校」を「学校施設」に改め、同条第二項中〔昭和二十六年法律第二百四十四号〕、「〔昭和二十二年法律第二百六十四号〕及び〔昭和三十八年法律第二百三十三号〕を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中「第四条」を削り、「買受人」を「買受人又は譲与を受けた者」に改める。

第六条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同項第一号中「共同住宅施設」として住民に貸し付けている建物で、」を「共同住宅施設又は集団的に所在する居住の用に供する建物で、住民に貸し付けているもののうち」に改める。



二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第

二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

（老人福祉法の一部改正）

第十二条 老人福祉法の一部を次のように改正す

る。  
第二十五条中〔昭和二十七年法律第二百十九号〕の下に「第一条第二項第一号の規定若しくは同法」を加える。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一  
部改正）

第十二条 国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第二項中「前項但書」を「同条第二項中「前項ただし書」とあり、又は同条第三項中「第一項ただし書」に改める。（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第三条第一項中「第三十一条第二項及び第三項（同項第一号を除く。）」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

（国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法等の改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第二条第二項の規定は、附則第九条又は前二条の規定による改正前の国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法第二条第一項、国有農地等の売払いに関する特別措置法第三条第一項又は国有林野の活用に関する法律第七条の規定による延納の特約に附された条件について準用する。

理由

最近における社会的要請に応じ、国有財産の賃貸付け及び減額譲渡等をすることができる場合を追加するほか、国有財産の有効利用並びに管理の適正化及び合理化を図るため、行政財産について特別の場合には私権を設定することができる場合の処理の特例を設ける等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四八年六月十九日印刷

昭和四八年六月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局